

学外における活動

□日弁連法務研究財団法科大学院認証評価事業評価員
(2010～2018年)

主要な研究業績

□著書

松岡久和・中田邦博編
『新・コンメンタール民法
(財産法)』(2012年、日
本評論社) (保証債務
(446条～465条の5) 分担
執筆)

□論説

「不法行為法における違法
性の認識可能性の行方」産
大法学50巻3=4号 (産大法
学50周年記念号・下)
(2017年) (単著)

□論説

「民法改正法案における第
三者弁済」同志社法学68巻
7=1号 (2017年) (単著)

最近の研究業績

□論説

「民法446条2項の保証の書
面性について(上・下)」産
大法学47巻3=4号 (2014
年)、産大法学48巻1=2号
(2015年) (単著)

□論説

「無権限者への弁済の法律
関係」産大法学51巻3=4号
(2018年) (単著)

□論説

「改正民法における個人保
証という類型の意義」産大
法学53巻2号 (2019年)
(単著)

□研究テーマ

保証／損害賠償／民法改正

□研究の取組み

民法の財産法領域の全般に関心があるが、現在の主要な研究分野は、(1)保証、(2)損害賠償、(3)民法改正である。左記の主要な研究業績、最近の研究業績は、それらの分野に関係するものである。

このうち、(1)保証については、とくに保証・保証契約・保証債務の基本的性質を明らかにすることが研究の目的である。保証は「他人の債務を保証する」ものであるため、必ず他人の債務(主たる債務)と自分の保証債務があることになる。しかし、2つの債務は、厳密には当事者も内容も異なる別の債務であり、その関係が問題になる。従来、保証債務は主たる債務に対し付従性や補充性という性質があると考えられてきた。付従性は、保証債務の成立・内容・消滅という運命は、主たる債務の運命に従うというものであり、補充性は、保証債務はあくまで主たる債務を補うのに必要な範囲で存在するというものである。ところが、実際には、保証債務が主たる債務の運命に従わない内容になる・従わずに存続するケースがあり、また、主たる債務を補う範囲が通常とは異なるケースがある。こうしたケースを含めて、保証の基本的性質の理解を再構成することを目指している。

また、(2)損害賠償については、とくに不法行為に基づく損害賠償責任の基礎理論を探ることが研究の目的である。不法行為は、世の中の事故や事件を幅広くカバーする制度であるため、現実社会の変化や展開に対応する必要があり、事故や事件の個別類型に関する研究は必須である。しかし、個別類型を超える横断

的・統合的な基礎理論が必要であるのもたしかであり、また、そうした基礎理論が個別類型の研究を支援することにもなる。現在は、どのような類型であれ賠償の対象として必ず問題になる「損害」の把握を検討している。損害は被害者が受けた財産的損害と精神的損害に分けられ、財産的損害は失った収入をベースに把握される。格差がある収入をベースにする手法には批判も強いが、それに代わる説得力のある手法があるわけではない。損害の本質に関する発想を見直し、それを転換ないし修正することで、損害の把握の仕方を変革できないか探っている。

そして、(3)民法改正については、平成29年の債権法関係、平成30年の相続法関係の大改正の影響を考察することが研究の目的である。とくに平成29年改正は、明治期の民法典制定以来の大規模な改正であり、民法の根幹とされる制度の廃止・変更・新設を含んでいる。そのため、従来の理論体系が影響を受けるのは確実であり、なかには変容や廃棄を迫られる部分もある。しかし、そうした影響の詳細な分析は始まったばかりであり、その一端を担うのが研究の目的である。すでに成果の一部を公表しているが、今後も研究を継続して成果を随時公表する予定であり、また、講義等による教育に直ちに反映させることにしている。